

キャリアアップ助成金 短時間労働者労働時間延長コース

有期雇用労働者等の週所定労働時間を延長し新たに社会保険を適応した場合に助成されます。

助成額

- ① 短時間労働者の週所定労働時間を週3時間以上延長し社会保険に適用した場合

①と②合わせて、
1年度1事業所当たり
支給申請上限人数は45人まで



労働時間数	中小企業	
	支給額	生産性要件達成
3時間以上	225,000円	284,000円
	中小企業以外	
	支給額	生産性要件達成
	169,000円	213,000円

令和4年4月1日から
要件が緩和されました。

週5時間以上延長
↓ ↓ ↓
週3時間以上延長

- ② 『賃金規定等改定コース』『選択的適用拡大導入時処遇改善コース』と併せて新たに社会保険に適用した労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長した場合は、1～4時間以上でも助成

労働時間数	中小企業	
	支給額	生産性要件達成
2時間以上 3時間未満	110,000円	140,000円
1時間以上 2時間未満	55,000円	70,000円
労働時間数	中小企業以外	
	支給額	生産性要件達成
2時間以上 3時間未満	83,000円	105,000円
1時間以上 2時間未満	41,000円	52,000円

支給までの流れ

① キャリアアップ計画の作成・提出

② 所定労働時間延長を実施

③ 延長6か月分の賃金を支給

④ 助成金の支給申請

賃金支給後
2か月以内に申請

助成金の入金

増額措置等を延長

令和4年9月末
↓ ↓ ↓
令和6年9月末
(予定)

